

労働債権確保のための手引

—— 改訂版（令和8年） ——

Q & A

「倒産等により賃金を支払ってもらえない」、「未払いの賃金を支払ってもらうにはどうすればよいか」といったご相談が多くあります。

未払い賃金の回収など、労働債権の確保に向けた具体的な方法について、分かりやすく理解していただくための手引を、近年の法制定等の新たな動きを踏まえて、改訂しました。

この手引をお役立ていただければ幸いです。

目次

1	未払い賃金とは	2
	1-1 未払い賃金って? ...	2
2	会社が存続している場合の労働債権確保	3
	2-1 勤め先に未払い賃金を払ってもらうためにはどうすればいいの? ...	3
	2-2 訴訟等の具体的な手続きは? ...	3
	2-3 一般先取特権って? ...	5
	2-4 差押えはどのようにすればいいの? ...	5
	2-5 未払い賃金に時効はあるの? ...	6
	2-6 訴訟等の援助制度はあるの? ...	6
3	会社が倒産した場合の労働債権確保	8
	3-1 勤め先が倒産してしまうと、賃金や退職金は支払ってもらえないの? ...	8
	3-2 倒産処理にはどんなものがあるの? ...	9
	3-3 それぞれの倒産処理では、労働債権の扱いはどうなっているの? ...	10
	3-4 「未払賃金立替払制度」ってどんな制度? ...	12
4	各種相談窓口	13
	4-1 困ったときに相談するには? ...	13
	4-2 相談するに当たって用意しておくべき書類は? ...	14

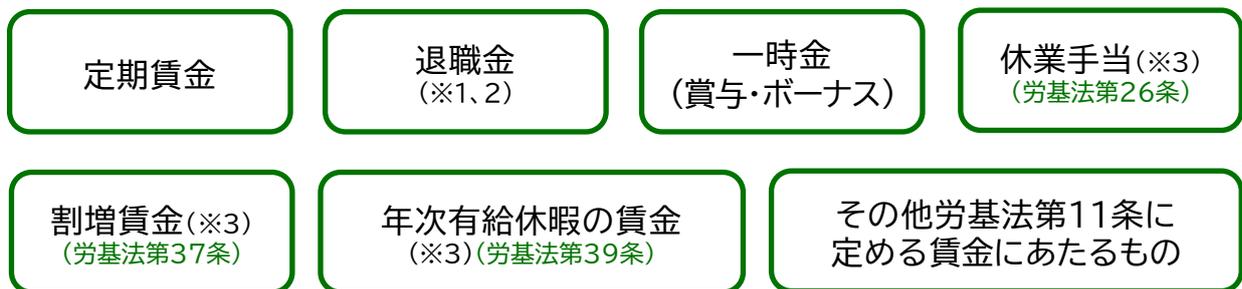
1 未払い賃金とは

1-1 未払い賃金って？

あらかじめ労働契約や就業規則で定められた賃金を、所定の支払日に支払わなかった場合には、その使用者は、労働基準法に違反することになります。(労基法第11条、第24条)

未払い賃金があるときは、まず支払われなかった賃金の種類(定期賃金、諸手当、賞与等)、金額、未払いの理由、支払いの根拠となる規定の有無やその内容を確認しましょう。

未払い賃金の対象となる賃金



(※1) ここでいう退職金とは、労使間において、あらかじめ支給条件が明確に定められ、その支給が法律上使用者の義務とされているものをいいます。(昭和22年9月13日発基第17号)

(※2) なお、使用者が、社外積立制度(確定給付企業年金、企業型確定拠出年金、中小企業退職金共済等)を用いて退職金を支払う場合であっても、就業規則等に定めがあって、労働条件の一部として認められるものであれば、使用者はその支払い義務を負うことになります。

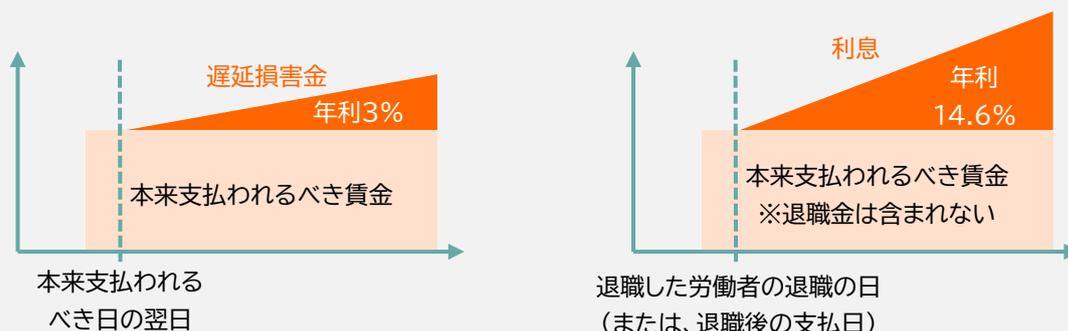
(※3) 休業手当、割増賃金、年次有給休暇の賃金の未払いについては、労働者の請求により裁判所が付加金の支払いを使用者に命ずることができます。(労基法第114条)

参考 遅延損害金・遅延利息

賃金などが支払われない場合には、本来支払われるべき日の翌日から、遅延している期間の利息に相当する遅延損害金(年利3%)がつくこととされています。(民法第404条)

また、退職した労働者の場合には、賃金のうちその退職の日(支払日が退職後の場合には、その支払日)までに支払われなかった部分には、年14.6%の利息が付くこととされています。この利息がつく賃金には、退職金は含まれませんが、賞与は含まれます。(賃確法第6条、賃確令第1条)

これら遅延損害金・遅延利息は、民事上の請求権です。



2-1 勤め先に未払い賃金を払ってもらうためにはどうすればいいの？

未払い賃金があるときは、まずは使用者側と真摯な話し合いの場を持つように努めましょう。また、労働組合を通じて交渉を行っていくという手段もあります。

それでも勤め先が支払いに応じない場合、次のような勤め先に支払いを強制する方法があります。

1. 民事訴訟手続き等(労働審判、調停、支払督促、少額訴訟、その他訴訟)の利用
2. 一般先取特権の行使

参考 勤め先への借金と未払い賃金の相殺

お互いに同種の債権を持ち合っている場合(例えば、勤め先からの借金と未払いの賃金は、どちらも「金銭債権」という同種の債権に当たります)には、一方が相手方に意思表示をすることによって、対応する額の範囲内で債権どうしを相殺することができます。(民法第505条以下)

意思表示の方法は特に定められていませんが、例えば「内容証明郵便」を利用する方法等があります。(なお、「内容証明郵便」についての詳細は、郵便局にお問い合わせください)

使用者側からの一方的な相殺は、労基法で禁止されていますが(労基法第17条、労基法第24条)、労働者側からの相殺については、この限りではありません。また、法律上の倒産手続きに入った場合等には、相殺をすることが制限されることがあります(法律上の倒産については、9ページを参照)。

2-2 訴訟等の具体的な手続きは？

訴訟等には手間も時間もかかると思われがちですが、労働審判、調停、支払督促、少額訴訟といった簡易・迅速な手続きもあります。それぞれの手続きの概要は4ページの通りです。

参考 訴訟等にかかる期間

労働審判手続きの場合、原則として3回以内の期日で審理が終了しますが、労働審判に対して異議が出された場合には訴訟に移行し、時間がかかることになります。

調停手続きの場合、おおよそ1か月に1回くらいのペースで調停期日が設定され、事案にもよりますがおよそ半年くらいで結論が出ることになります。支払督促の場合、相手方から異議が出なければ1か月程度で終わりますが、異議が出されると訴訟手続きに移行します。訴訟手続きの場合であっても、途中で和解をすると早期の解決が図れます。一方、判決までには、数か月～数年はかかることもありますが、訴訟手続きの迅速化に向けた取り組みも行われています。

参考 訴訟等に要する費用

訴訟等に要する費用としては、①裁判所の手数料(印紙代)、②予納郵便切手代、③弁護士を依頼する場合の弁護士費用が基本です。弁護士費用には、おおまかに分けて着手金、報酬金等の弁護士報酬と、収入印紙代、交通費などの実費があります。

訴訟等の仕組み

	労働審判	調停	支払督促	少額訴訟	通常訴訟
制度内容	労働審判官(裁判官)と労働関係の専門家である労働審判員により構成される労働審判委員会が、話し合いによる解決(調停)を試み、調停がまとまらなければ、審判を行う手続きです	裁判所において、調停委員会の仲介等により、話し合いで紛争を解決する手続きです	裁判所書記官が、債務者に対し、簡易迅速に金銭の一定額等の給付を命ずる手続きです	60万円以下の金銭を請求する場合に限り、あまり複雑でない紛争について、審理を原則1回で終わらせ、その場で判決を出す訴訟です	裁判所が、法廷で、お互いの言い分や証拠に基づいて、判決という形で判断を示し、紛争を解決する手続きです
強制執行	相手方が調停で定められた合意内容に従わない場合や、相手方が確定した労働審判に従わない場合にできます	相手方が調停で定められた合意内容に従わない場合にできます	債務者が支払いをせず、督促異議を申し立てない場合に、一定の手続きを経てできます	相手方が判決に従わない場合にできます	
なかつた解決でき なかつた場合	当事者から労働審判に対して異議が申し立てられた場合などには、訴訟手続きに移行します	改めて訴訟等で争うこととなります	債務者から督促異議が申し立てられた場合は、訴訟手続きに移行します	被告の申述等により、通常訴訟に移行する場合があります	
申し立ての 場所	(原則)相手方の住所地を管轄する地方裁判所	(原則) 相手方の住所地を管轄する簡易裁判所			(原則) 相手方の住所地を管轄する裁判所 (※2)
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・手数料分の収入印紙 ・証拠等の書類等 	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・手数料分の収入印紙 ・証拠等の書類等 	<ul style="list-style-type: none"> ・申立書 ・手数料分の収入印紙等 	<ul style="list-style-type: none"> ・訴状 ・手数料分の収入印紙 ・証拠等の書類等 	
手数料(例) (※1)	労働審判を求める事項の価額が100万円までの部分は、その価額が10万円までごとに500円	調停を求める事項の価額が100万円までの部分は、その価額10万円までごとに500円	請求の目的の価額に応じて、右記の場合の2分の1の額	訴訟の目的の価額が100万円までの部分は、その価額10万円までごとに1,000円	

(※1) 上記手数料は一部ですので、事案ごとに裁判所等で確認してください。(参照:民事訴訟費用等に関する法律)

※ 郵便切手の予納(裁判所から相手方に書類を送るために必要なものです)・・・数千円

(注) 切手の種類・金額は裁判所で確認してください。

(※2) 通常訴訟の申し立ての場所は、請求金額が140万円を超える場合は地方裁判所、請求金額が140万円を超えない場合は簡易裁判所となります。

2-3 一般先取特権って？

労働債権には「一般先取特権」という担保物権が与えられています。

なお、一般先取特権が与えられている範囲は、企業形態の違いにかかわらず、賃金等の全額(退職金についても全額が含まれる)です。

参考 担保物権

債務が履行されなかった場合に、債務者等が所有する一定の物や権利が有する価値から、優先的に自己の債権を回収できる権利です。例えば、抵当権や質権は担保物権の一種です。

2-4 差押えはどのようにすればいいの？

労働債権について、いわゆる「差押え」をする方法には、大きく分けて以下の2つがあります。

1. (裁判所の確定判決等に基づいて行う)強制執行
2. 一般先取特権の実行

裁判所の確定判決等、強制執行を行う前提となる手続きは、3～4ページを参照してください。

強制執行と一般先取特権の実行の仕組み

	強制執行	一般先取特権の実行
制度	裁判所の確定判決等(「債務名義」といいます)に基づいて、債権を回収する手続きです	労働債権に与えられた一般先取特権という担保物権に基づいて債権を回収する手続きです
裁判所の判決等	事前に、裁判所に確定判決、確定した労働審判書、和解調書、調停調書等の債務名義の書類を提出して、強制執行できる旨の文書(「執行文」といいます)をつけてもらいます(ただし、例外として執行文の不要な判決等もあります)	不要
申し立ての場所	(原則) 債権を差し押さえる場合には債務者の住所地を管轄する地方裁判所	
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立書 ・ 手数料分の収入印紙(4,000円) ・ 判決等の書類等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申立書 ・ 手数料分の収入印紙(4,000円) ・ 一般先取特権の存在を証明する文言等の書類(※)等
その他	何を差し押さえるのかを指定しなければなりません(差し押さえられないものもあります)。	

(※) 過去の給与明細書、社内規程類(就業規則や賃金規程)等が必要とされています。なお、強制執行の場合と違い、債務名義は不要なので、事前に裁判等を起こす必要がありません。その証明にどれだけの文書が必要であるかは裁判所が判断します。

参考 仮差押え

このほか、「仮差押え」という手続きがありますが、これは、裁判所等で争っている間に相手方の財産が散逸してしまうおそれがある場合に、相手方の財産を仮に差し押さえる手続きですので、上記に挙げた2種類の手続きとは性質が異なります。

2-5 未払い賃金に時効はあるの？

退職手当を除く賃金の請求権の消滅時効は、5年(ただし、当分の間は3年)と定められています。また、退職手当の請求権には5年間の消滅時効が定められています。(労基法第115条、第143条)時効の効力、援用、更新、完成猶予といった時効制度は、民法の一般原則(民法第144条以下)によります。

時効によって請求権が消滅するのを防ぐための時効の完成猶予・更新事由には、

1. 労働者の裁判上の請求
2. 使用者の承認
3. 差押え
4. 仮差押え

などがあります。

なお、時効によって賃金請求権が消滅した場合においても、刑事上、公訴時効が完成するまでは、労基法の罰則の適用があることとなります。

2-6 訴訟等の援助制度はあるの？

裁判の援助や書類作成の援助が必要なのに、資力がない方のために以下の2つの援助制度が設けられています。

1. 訴訟上の救助(民事訴訟法第82条以下)
2. 民事法律扶助(総合法律支援法)

制度の概要は次の通りです。

援助制度の概要

	訴訟上の救助	民事法律扶助
制度	訴訟および強制執行について、裁判所の決定により、裁判費用等の支払いを猶予等してもらう制度です	裁判の援助や書類作成の援助が必要なのに資力が乏しい方に、無料の法律相談や、裁判手続・書類作成の援助を受けるために必要な弁護士費用等を立替える制度です
援助主体	国	日本司法支援センター(法テラス)
適用条件	<ul style="list-style-type: none"> 自分で費用を負担できないこと (費用を支払えないか、費用の支払いによって生活に著しい支障を来すこと) 勝訴の見込みがないとはいえないこと 	
援助の種類	<ul style="list-style-type: none"> 裁判費用の支払いの猶予 執行官の手数料およびその職務に要する支払いの猶予 裁判所において付添いを命じた弁護士の報酬および費用の支払いの猶予 訴訟費用の担保の免除 	<ul style="list-style-type: none"> 無料法律相談 弁護士費用の立替え 書類作成費用の立替え
返還方法	判決等において訴訟費用を負担することとされた者から国が取り立てます	割賦で返還します。ただし、生活保護を受給している等返還が困難な場合には、返還を猶予または免除されることもあります
(参考)適用基準		<ul style="list-style-type: none"> 単身者 月収(手取り)18.2万円以下 2人家族 月収(手取り)25.1万円以下 3人家族 月収(手取り)27.2万円以下 4人家族 月収(手取り)29.9万円以下 以下1人増につき3万円を加算 ※ 家賃、住宅ローン、医療費等の出費がある場合は考慮されます ※ 東京や大阪等の大都市には上記の額に10%が加算されます

3-1 勤め先が倒産してしまうと、賃金や退職金は支払ってもらえないの？

賃金の支払いがなされていない場合には、たとえ倒産したからといって、そのことによって当然に、労働者が賃金を受け取る権利(賃金債権)や、使用者が賃金を支払う義務(賃金債務)がなくなるといわけではありません。

※ 倒産するまでの期間の賃金についての権利や義務は、原則としてそのまま残ります。

※ 倒産した後の期間の賃金についての権利や義務が残るかどうかは、その後の労働契約関係が継続するか否かによることとなります。

勤め先が法律上の倒産手続きに入った場合

- 賃金を含む勤め先が負うすべての債務の弁済は、それぞれの法律に定められたそれぞれの債権の優先順位や手続きに従って行われます。
- 法律上の倒産手続きにおいては、賃金等の労働債権については、一定の範囲について優先権が与えられていますが、会社等に残された財産の状況によっては、賃金の支払いが遅れたり、一部の支払いが受けられない可能性もあります。
- また、それぞれの法律に定められた倒産手続きに拘束される債権の弁済を受けるためには、手続きに従って裁判所に届け出ることが必要です。
- 一方、倒産手続きに拘束されない債権は、勤め先の会社等に請求すれば足りませんが、それぞれの法律に基づいて財産を管理・処分する管財人等が選任されている場合には、管財人等に対して賃金債権の弁済を請求することになります。

外部積立の退職金を受け取ることができる場合

• 中小企業退職金共済制度

労働者が、退職金の積立先である社外の機関(独立行政法人勤労者退職金共済機構)に直接支払いを請求すると、その請求に基づき退職金が社外の機関から労働者に直接支払われます。

• 確定給付企業年金

確定給付企業年金は、会社の外部に給付のための資産を積み立てるため、倒産時にも資産は保全され、原則として給付を受けることができます。基金型の場合は、基金に対して請求すると、基金から労働者に給付が支払われます。規約型の場合は、事業主等に対して請求すると、その企業年金の給付を行う信託会社等から給付が支払われます。

• 企業型確定拠出年金

企業型確定拠出年金は、掛金を会社の外部で運用するため、倒産時にも資産は保全され、原則として60歳以降に給付を受け取ることができます。運営管理機関に対して請求すると、資産管理機関から給付が支払われます。

3-2 倒産処理にはどんなものがあるの？

会社等がとりうる倒産処理の方法はいくつかあります。どの方法をとるかによって、賃金等の労働債権の優先順位も異なります。

主な倒産処理とその特徴は、次の通りです。

主な倒産処理とその特徴

	任意整理	法律上の倒産手続き		
		破産	民事再生	会社更生
	清算・再建型	清算型（※1）	再建型	
制度	債権者との個別交渉等で債務を減らす方法です	会社等は解散し、破産管財人が清算事務を行い、すべての財産を分配して清算する方法です	主として中小企業等を対象に、原則、それまでの経営者が事業経営を継続しながら再建を目指す方法です	主として大企業を対象に、管財人が更生会社の事業経営と財産管理処分を行いながら再建を目指す方法です
利用状況	(データなし)	9,623件	266件	12件
特徴	支払いの原則は民法や商法の規定によります	適用対象の限定はありません。裁判所が監督し、破産管財人を選任します(※2)	適用対象の限定はありません。裁判所等が監督します	株式会社にのみ適用されます。裁判所が監督し、管財人を選任します
メリット	交渉の結果によっては破産手続きよりも多くの弁済を受けられる可能性があります	裁判所の監督があるので公平かつ透明な手続きです	手続きに拘束される関係者の範囲を限定するので、簡易迅速です	全ての利害関係者を拘束するので抜本的な再建計画の策定が可能です
デメリット	対象となる債権者の同意を(1人でも)得られなければ不成立となり、法的倒産手続きに移行することになります	会社が事業を継続することはできず、その財産は全て処分されます	無担保債権者の権利のみを制約するので手続きの効力が弱いです	手続きが複雑かつ厳格なので時間と費用がかかります

(※1) 清算型とは、会社等を消滅させる方針で倒産処理をすることです。再建型とは、会社等が経済的に破綻した場合に、会社等を維持していく方針で倒産処理をすることです。「利用状況」のデータは、帝国データバンク「全国企業倒産集計(2024年報)」によります。

(※2) 会社等の財産を換価しても手続き費用すら支払えないことが手続き開始時に判明した場合には、管財人を選任せずに手続きが終了する場合があります。

倒産処理には、ほかにも特別清算という方法があります。

3-3 それぞれの倒産処理では、労働債権の扱いはどうなっているの？

会社等がとりうる倒産処理の方法はいくつかあります。どの方法をとるかによって、賃金等の労働債権の優先順位も異なります。

主な倒産処理とその特徴は、次の通りです。

各種倒産処理における債権の優先順位

優先順位 高 ↑ ↓ 低	任意整理	法律上の倒産手続き		
		破産	民事再生	会社更生
	法定納期限等以前から設定された抵当権等の被担保債権	抵当権等の被担保債権 (※2)	抵当権等の被担保債権 (※2)	手続き開始6か月前以後の賃金等 源泉徴収に係る所得税等の租税債権であって 手続き開始時に納期限未到来のもの 会社の使用人の預かり金等の一部 管財人の報酬等 〔共益債権〕
	租税債権	管財人の報酬等 破産手続き開始前3か月間の未払い賃金等(※1) 納期限が破産手続き開始前1年以後の租税債権 〔財団債権〕	賃金等 〔一般優先債権〕 管財人の報酬等 〔共益債権〕	
	法定納期限等後に設定された抵当権等の被担保債権			納期限が破産手続き開始前1年より前の租税債権 上記以外の賃金等 〔優先的破産債権〕 (※3)
	賃金等	一般の債権 (社内預金含む)	上記以外の賃金等 上記以外の租税債権 〔優先的更生債権〕	
	一般の債権 (社内預金含む)			一般の債権 (社内預金含む) 〔破産債権〕

(※1) 財団債権となる賃金等は、破産手続き開始前3か月に生じた給料債権及び破産手続き終了前に退職した使用人の退職金のうち退職前3か月間の給料の総額に相当する額(その額が破産手続き開始前3か月間の給料の総額よりも少ないときは、破産手続き開始前3か月間の給料の総額に相当する額)です。

(※2) 集合動産・集合債権譲渡担保権が実行された場合は、11ページにあるとおり、一定の要件の下、譲渡担保権者は、実行により回収した額の一部を破産財団等に組み入れなければならないこととされました。その後は、破産財団等から倒産法上の優先順位に従って賃金等の各種の債権に対する弁済や配当が実施されることとなります。

(※3) 「破産」「民事再生」「会社更生」における網掛部分は、当該手続きに拘束される債権であることを表します。

New

譲渡担保権についての新しい法律が成立しました

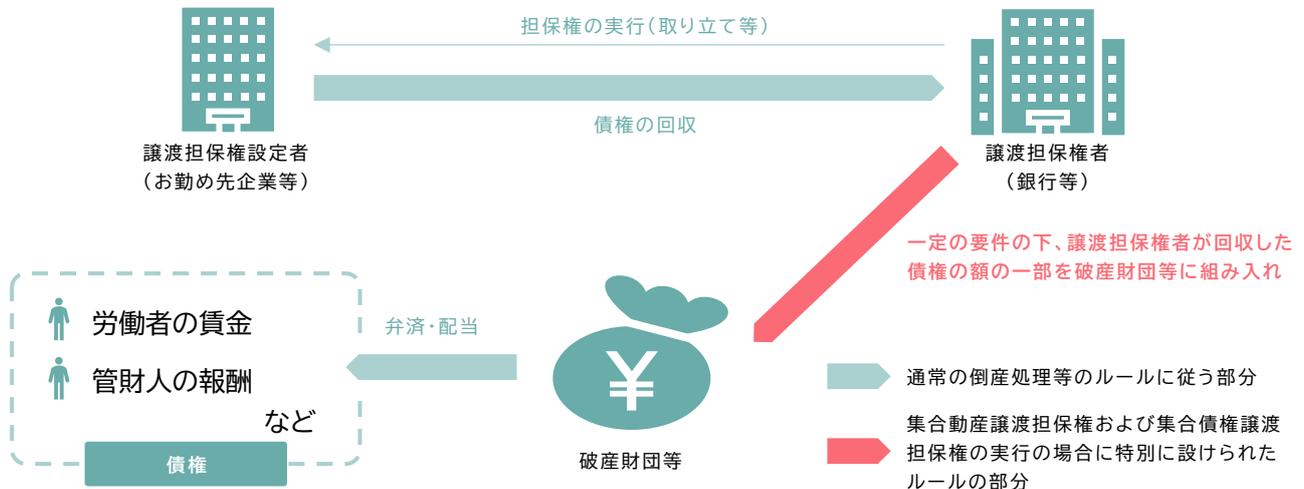
新しい法律には、集合動産・集合債権譲渡担保権の実行により回収した額の一部が、一定の要件の下で、労働者を含めた一般債権者への弁済のために確保される仕組みが定められています。

令和7年5月30日に成立し、同年6月6日に公布された「譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律」(令和7年法律第56号)において、労働債権者を含む一般債権者の保護の観点から、集合動産譲渡担保権(※1)または集合債権譲渡担保権(※2)が実行された場合に、一般債権者への弁済原資を確保し、担保権者と一般債権者との間の分配の公平を図るため、集合動産・集合債権譲渡担保権が実行された場合において、譲渡担保権設定者(お勤め先企業等)について倒産手続きが開始されたときには、一定の要件の下、譲渡担保権者(銀行等)は、実行により回収した額のうち的一定額を破産財団(※3)等に組み入れなければならないこととされました。

組み入れが履行された後は、倒産手続きに従って、労働債権者を含む債権者に対し破産財団等から弁済や配当が実施されることとなります。

さらに、譲渡担保権者による組み入れの履行を確保するために必要があるとき(組み入れの履行前に譲渡担保権者が無資力となるリスクがある場合等)は、譲渡担保権設定者またはその債権者(労働債権者等)は、譲渡担保権者に対して相当の担保の請求をすることができます。

本法における、労働債権者を含む一般債権者への弁済原資を確保するための仕組み(イメージ)

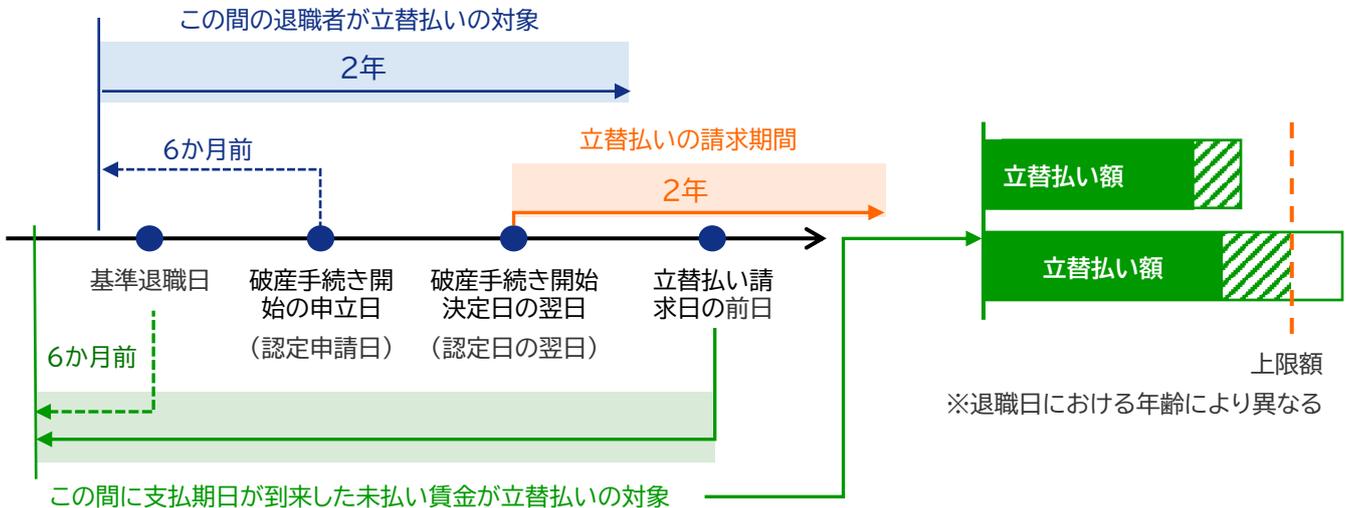


- (※1) 一定の範囲に属する多数の動産全体(構成部分が変動するもの)にまとめて譲渡担保権を設定するもの。例:倉庫内の在庫にまとめて譲渡担保権を設定
- (※2) 一定の範囲に属する多数の債権(将来債権を含む。)にまとめて譲渡担保権を設定するもの。例:売掛債権にまとめて譲渡担保権を設定
- (※3) 破産管財人が管理・処分する権利を有する、破産者の財産。

3-4 「未払賃金立替払制度」ってどんな制度？

本来、賃金の支払いは個別の事業主の責任の範囲に属するものですが、会社等が倒産した場合には、残された財産が乏しい場合も多く、実際に労働債権を回収できるとは限りません。

そこで、労働者の救済を図るために、法律上の倒産または中小企業の実事上の倒産の場合に、賃金を支払ってもらえないまま退職した方を対象に、国が「未払賃金立替払制度」を実施しています。



立替払いの対象となる賃金

退職日の6か月前から立替払い請求日の前日までに支払い期日が到来している未払い賃金

※ 未払い賃金は、定期給与と退職金に限ります。ボーナス等は対象となりません。また、未払い賃金総額が2万円未満の場合は、立替払いの対象外となります。

立替払いの額

未払い賃金総額の8割 ※ただし、退職時の年齢に応じて88万円～296万円の範囲で上限があります。

立替払いを受けられる条件

■ 事業主に関する要件

- ・ 労災保険の適用事業の事業主、かつ、1年以上事業を実施
- ・ 倒産したこと（下記①②のいずれかに当てはまる場合）。

① 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生または会社更生の手続きに入った場合）

この場合は、管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。

② 事実上の倒産（中小企業について、労働基準監督署長が倒産していると認定した場合）

この場合は労働基準監督署に認定の申請を行ってください。

■ 労働者に関する要件

- ・ 破産手続き開始等の申し立てや、事実上の倒産の認定申請の日の6か月前の日から2年間に退職したこと
- ・ 未払い賃金額等について、法律上の倒産の場合には破産管財人等が証明、事実上の倒産の場合には労働基準監督署長が確認したこと
- ・ 破産手続き開始の決定等や事実上の倒産の認定の日の翌日から2年以内に立替払い請求すること

必要な書類や詳しい手順、案内については、お近くの労働基準監督署または独立行政法人労働者健康安全機構にご相談ください。

4-1 困ったときに相談するには？

労働基準監督署

労働基準監督署では、労働基準法に関するご相談をお受けするほか、情報提供を行っています。また、事実上の倒産における立替払いの手続きも受け付けています。



所在地一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyo_u_roudou/roudoukijun/location.html

総合労働相談コーナー

総合労働相談コーナーでは、労働問題に関するご相談ができます。



所在地一覧

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

独立行政法人労働者健康安全機構

独立行政法人労働者健康安全機構では、立替払いの手続き等に関するご相談(TEL:044-431-8663)のほか、「未払賃金立替払に関するQ&A」等の情報提供を行っています。

所在地



所在地

<https://www.johas.go.jp/chinginengo/miharai/tabid/417/Default.aspx>

Q & A

<https://www.johas.go.jp/tabid/692/Default.aspx>

Q&A



法律に関する相談は、こちらへ

- 日本弁護士連合会 <https://www.nichibenren.or.jp/>
- 日本司法書士連合会 <https://www.shiho-shoshi.or.jp/>
- 日本司法支援センター(法テラス) <https://www.houterasu.or.jp/>
- 各地方自治体等
- 各地の裁判所(裁判や差押え等) <https://www.courts.go.jp/index.html>

4-2 相談するに当たって用意しておくべき書類は？

ご相談される前に、以下の資料を集めると、ご相談を承る者が、事情をよりよく把握するのに役立つとともに、もし民事訴訟や倒産等といった事態になった場合にも、証拠として役立ちます。

- 月々の給与明細書
- 労働契約書
- 雇入れの時に、使用者から労働者に労働条件を示した書類
- 就業規則、賃金規程、退職金規程等の社内規程類
(就業規則や賃金規程等は、労働者に周知する必要があるとされています。(労基法第106条))
- 出退勤の記録

実際に何か起きてから資料を集めるのは大変です。日頃から集めておくことをおすすめします。

相談するに当たってのポイント

- 早めの相談を心がけましょう！
- 事実の正確な把握のためにも、書類は実物を見せましょう！
- 相談をする前に、一度自分で相談したいことを整理しておきましょう！
- 確実に相談ができるよう、事前に予約をしましょう！

本手引中の法令名の略称について(略称・・・法令の名称)

労基法 …… 労働基準法(昭和22年法律第49号)

賃確法 …… 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)

賃確令 …… 賃金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和51年政令第169号)